

【亀の甲自治会規約施行上の細則】

会長は、「亀の甲自治会」が円滑な運営に資するため、規約第40条を受け、「規約施行上の細則」を以下に定める。

第1条（自治防災に関すること）

「亀の甲自治会自主防災会・亀の甲自治会防災計画」に関することを別途定める。

- 1) 第11条12項の「亀の甲自治会自主防災会」震災時組織表の職兼務は、当分の間、別紙記載のとおりとする。
- 2) 役員は、地域において、震度5強以上を観測したとの報道があったときは、集会所へ自主参集し、対策について協議の上必要な措置を講じること。

第2条（亀甲会に関すること）

「亀甲会」に関することは、「亀甲会規約」により別途定める。

第3条（消防計画に関すること）

「亀の甲自治会集会所消防計画」に関することを別途定める。

第4条（本会規約に関すること）

- 1) 改定は、本会が市の「認可地縁団体」であることから、変更、削除、追加等の改正をする場合は、市長へ認可申請する必要がある。但し、「亀の甲自治会規約施行上の細則」についてはこの限りではない。
- 2) 「亀の甲自治会規約」と「亀の甲自治会規約施行上の細則」及び「亀の甲自治会自主防災会・亀の甲自治会防災計画」ならびに「亀の甲自治会集会所消防計画」等は、自治会運営上の根幹をなすものであるから、新年度直近に開催する役員会で、役員全員参加の上、読み合わせ等を行い、良く熟知して会の運営に当たる。

第5条（市長への届け出に関すること）

本会は、市の「認可地縁団体」であることから本会細則4条1項のほか、自治会の会長が交代した場合、「変更告示」の必要から、速やかに市長へ「変更届出書」を提出する。

第6条（本会の会員、会費及び入会、会員構成員名簿に関すること）

当区域内への新築・転入者で、本会への入会を希望する者は、「亀の甲自治会入

会届」(様式1)を提出し、入会金(環境整備基金)20,000円と会費(月額1000円)を納入することにより会員となる。

但し、入会金及び会費の納入は、世帯の入会構成員に関わらず、従来通りの世帯単位とする。

- 2) 既存住宅購入又は借家での転入者は、前居住者が入会金を納めている場合はそれを免除し、会費を納入することにより会員となる。
- 3) 本会の構成員名簿は、会員とする場合は、乳幼児も名前などを記載する必要があるが、会員としないことも出来る。この場合構成員名簿への記載は不要である。但し、認可地縁団体には、区域住民の相当数(過半数)を必要とするので、各世帯の構成員名簿は、次によるものとする。
 - ①世帯主及びその配偶者並びにこれに準じるもの
 - ②同敷地内に居住する世帯主等の父母・祖父母等その他親族
 - ③同敷地内に居住する世帯主等の分家した子及びその配偶者並びにこれに準じるもの
- 4) 本会は年に一度、世帯主名、住所、電話番号を掲載した「自治会員名簿」を作成して、会員に対して発行する。
- 5) 会長は、当団地内において、開発行為を必要とする者またはその居住者に対し、「私道の採納同意書の提出」及び「自治会への入会」を勧め、側溝への接続等に関する同意書を発行する。

第7条(本会の目的)

本会の目的(第1条)達成のため次の事業を行う。

- 1) 集会所使用に関すること
- 2) 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡に関すること
- 3) 美化・清掃等区域内の環境の整備に関すること
- 4) 文化・教養・体育等に関すること
- 5) 保健・衛生・生活環境に関すること
- 6) 防災・防火・防犯に関すること
- 7) 祭典に関すること
- 8) 交通安全に関すること
- 9) 公共的諸団体との連絡協議に関すること
- 10) 表彰に関すること
- 11) 再整備に関すること
- 12) 道路及び側溝に関すること
- 13) 団地内私道の寄付採納に関すること

第8条（本会の委員に関すること）

会長、副会長、会計及び書記の職務については、本会規約第11条に定めるものとし、他の委員は協力して以下の職務を行う。

行事实行委員

本会主催による各行事の責任者を務める
必要により、市と関連する各行事の調整を図る

クリーンリーダー

区域内ゴミ集積場の維持・管理
本会が主催する清掃行事の責任者を務める
区域内不法投棄の監視・通報

広報・回覧委員

市発行の配布物の受領
各班ごとの仕分けと配布依頼
区内掲示板の維持・管理

防犯灯維持管理担当員

区域内の防犯灯・憲章灯の維持・管理
関係物品の在庫管理・調達

集会所担当員

集会所内外の整備・維持・管理・清掃
集会所内外の備品管理・調達
集会所使用申請に関する事務一切

第9条（本会の会計に関すること）

- 1) 会計処理は、総会において承認された年度予算に基づき、一般会計、集会所建設基金会計、団地環境整備基金会計の個別に行う。
- 2) 「亀の甲自治会自主防災会」に必要な経費は、一般会計の予備費をもって充てるものとする。但し、災害等が発生し、その対策費が予備費の枠を超える場合は、緊急に役員会を開き、必要な対策費を計上する。

第9条の1（資産管理に関すること）

本会にかかる資産の管理は役員会で決定した金融機関に保管することにより行

い、会長が当該印鑑を、会計が当該通帳及び貸し金庫の鍵を保管し、適宜、監査を受けるものとする。

第9条の2（会費の徴収に関すること）

自治会費の徴収は、班長が行い、毎月月末までに会計に納入する。

第9条の3（会費の免除に関すること）

会費の免除は次の事由に該当し、かつ、「会費免除願申請書」（様式2）を提出して役員会の承認を受けなければならない。

- ・月途中（16日以降）の入会者は、当月分を免除する。
- ・月途中（1日～15日）の退会者は、当月分を免除する。
- ・生活保護を受けている者は、会費を全額免除する。
- ・止むを得ない事情により、会費の納入が不可能となり、その免除申請があった場合、役員会において慎重審議の上その免除を決定する。但し、会費の支払い

能力が復帰した場合、速やかにその時点以降の会費を納入する。

- ・長期不在者。（6ヶ月以上自宅を不在とする場合）
- ・転勤等の事情により、主たる生活を行う所を当団地以外におく場合。
- ・病気、付き添い等の事情により、自宅を6カ月以上不在とする場合。
- ・この他の事由は申請書の提出を受け、役員会でその都度協議する。

第9条の4（本会の助成に関すること）

本会は、「亀甲会」（東松山市大谷3046番地2）の活動を助成し、運営に必要な一部経費として、毎年度予算より

1世帯あたり年間300円

を助成金として支出する。

尚、同会会計に本会は関与しない。

第9条の5（会計の閲覧に関すること）

本会の会計閲覧は、会計係及び役員立ち会いのもと随時可能とする。

第10条（運営の特例に関すること）

- 1) 本会細則に定めのあるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議決により別に定める。
- 2) 本会細則に明示なき事項について緊急を要する場合は、会長、副会長、区長、会計で協議の上処理し、直近の役員会で報告して承認を求める。

第11条（慶弔金等の支出に関すること）

- 1) 本会において、慶弔等が生じた時は、各申請書の提出を受け、慶弔金等

を支払うものとする。

- ・死亡弔慰金 10,000円 「死亡弔慰金申請書」(様式3)
- ・入院15日以上の見舞金 5,000円 「見舞金申請書」(様式4)
但し、見舞金については年度(4月から3月まで)1回のみとする。
- ・出産祝い金 10,000円(第1子)「出産祝い金申請書」(様式5)
5,000円(第2子以降)

・その他重大なる災害を受けた場合は、役員協議の上見舞金を支払う。

- 2) 慶弔金を受けられるものは、会員及びその同居家族とする。
- 3) 会員宅において、慶弔・その他人手が入用となった場合は、役員を中心に班員が万障繰り合わせて手伝うものとし、手伝いの謝礼は無用とする。
- 4) この細則に定めのないものについては、役員会でその都度協議する。

第12条(公費等に関すること)

1) 本会の運営に伴う区長の交際費は、本会が負担する。

2) 本会規約第11条10項において、区長が市及び公的機関等の会合に出席できず役員が代行出席した場合、管内にあっては、交通費並びに賄費として

1回につき2,000円

を本会より支払う。また、管外にあっては、相当分を支払う。

3) 市広報配布料は、役員の賄費等に充てる。

4) 市等の事業において、報酬が支給された場合は、担当した個人の報酬とする。

5) 会員が、役員会等の要請を受け、本会に必要な事務等を行なうため出張し

た場合、必要な経費を支払う。(管内は、往復のバス代分とし、管外については別途相当分を支払う)

第13条(奉仕料等に関すること)

1) 草刈等地区内整備活動に参加できない世帯は、「整備活動不参加届」(様式6)を提出し、奉仕料として3,000円を本会に納入するものとする。

る。但し、当日不参加の者が、その草刈日前の直近において、単独でこれを実施した場合、及び役員が止むを得ないと認めた場合はこの限りでない。なお、単独で行なう場合は、事前に班長へ作業範囲を示し、届け出るものとする。

2) 役員が認める項目

①病気、怪我等で参加が困難な場合。

②葬儀にて参加できない場合。(結婚は、予定が立つので認められない)

③奉仕活動への参加が困難な70歳以上のもので、かつ、70歳以下の同居家族が居ないもの。

④要介護者のいる家庭で、介護者が1人の場合。

第14条 (ゴミ集積所の管理に関すること)

1) クリーンリーダーに任命された役員は、市の指導に従い、適宜(週2回以上)、集積所を巡回点検し、その管理状態を把握すると共に、所内に掲示された「清掃当番表」の順番が停滞している場合は、当該世帯に対し当番の遂行を促すこと。

2) ゴミ集積所の清掃は、ゴミ回収後の直近に「ゴミ当番表」に基づき順次行なう。

3) ゴミ集積所の清掃を終えたものは、速やかに「ゴミ当番表」を次番世帯へ回覧すること。

第15条 (集会所建設基金等に関すること)

本基金は、必要な事業を行なえる額に達したと判断し、当分の間積み立てを凍結する。但し、今後計画的な集会所館建て替え、改修、用地の購入等により不足が生じると判断した場合は積み立てを再開する。

第16条 (専門委員会に関すること)

本会は、必要により、役員会の承認を得て専門委員会を設置できる。

第17条 (側溝及び私道に関すること)

(背景)

昭和45年、当団地は、「新都市計画法」により、「市街化調整区域」に指定され

た。平成2年、側溝、私道を整備する再開発が行なわれ、現在「既存団地」扱い

としての市街化調整区域となっている。

(側溝への接続及び同意)

自治会長は、私道及び側溝等の施設管理者として、団地内再開発地域内で、
新たに
に開発行為を行なう者に対し、私道の「採納同意書」の提出を勧め、排水の
放流先として、側溝への接続に関し、「同意書」を発行する。但し、雨水
については、宅内処理を行なうことを条件とする。

第18条（水質汚濁防止法及び排水基準の遵守に関すること）

新たに家屋を建てる場合、団地内再開発地域内の道路側溝への放流は、合併
浄化槽を設置し、東松山開発指導要綱水質基準 *BOD20mg/l・*SS70
mg/l以下とし、処理水が基準を超えて悪化した場合は、事業者又は利用者
の責任で改善すること。

*注：BOD（生物化学的酸素要求量）とは、水中の有機物が生物化学的に酸化
され

るために必要な酸素量のこと。数値が大きければ大きいほど、有機物が多
いことを示し、酸素の消費量も多い。

SS（浮遊物質）とは、水中に浮遊する水に溶けない物質のこと。水の
濁りの目安。

第19条（浄化槽の維持管理に関すること）

合併浄化槽の維持管理は、各自が責任を持って実施すること。浄化槽の維持
管理
に関する図書は、各自で保管し市及び県の要請があった場合は、必要に応じ
提出
する。

第20条（私道に関すること）

寄付採納する場合は、東松山市私道採納基準による。

第21条（団地内私道の寄付採納の同意）

団地内私道については、東松山市へ寄付採納する。このため、開発行為を申
請

する者は、公図の写し、登記簿謄本、印鑑証明書、登記承諾書等の必要書類
を各

戸にて保管する。また、保管した書類を本会から要請があった場合は、速やかに提出する。

第22条（団地内私道の寄付採納の推進）

本会において、東松山市と協議の上、私道部分の寄付採納を推進する。この場合、会員は協力要請に応じること。

第23条（私道及び側溝の維持管理）

1）団地内再開発地域内私道及び側溝

①開発、建築行為のためのガス、上下水道の取出しなど、掘削、埋め戻し、復旧をなさんとする場合は、役員会の承認を得ること。また、復旧に当たっては、東松山市の基準による。

②破損、摩滅(自然災害、経年劣化)等が発生した場合は、本会にて復旧を行なう。費用については、本会にて負担する。但し、個人の責任において破損、摩滅に至った場合は、個人負担とする。

2）団地内公道及び付属側溝

①開発、建築行為のためのガス、上下水道の取出しなど、掘削、埋め戻し、復旧をなさんとする場合は、東松山市に申請し、占有許可を受けること。

②破損、摩滅等が発生した場合は、速やかに本会より東松山市に復旧を要請する。

第24条（集会所使用に関すること）

本会集会所の使用は、総会・役員会・冠婚葬祭・新年会・各種講習会・室内娯楽・その他住民の生活向上等、親睦を図ることを目的とする。

1）使用方法等は以下の手順による。

①集会所を使用するに当たっては、代表者、使用人数、使用目的等を「集会所使用申請（許可）書」（様式7）に記入し、役員から鍵を受領する。

②使用後は、電気、ガス、水道その他を点検の上、異常の有無を確認し、役員に鍵を返却する。

③子供の使用に当たっては、親又は責任者の同伴を必要とする。

④卓球の使用は、1回2時間までとする。但し、自治会行事と重なる場合は、自治会行事を優先する。

⑤使用時間は、原則として午前8時から午後9時までとする。

2) 管理について

- ①担当役員は、常に集会所内外の整理整頓に心がけ、破損その他異常の有無を確認し、異常ある場合は、速やかに会長に報告すること。
- ②集会所の使用事実があった場合、担当者は適宜、電気、ガス、水道その他の点検を行い、異常の有無を確認する。
- ③集会所の鍵は、担当者と申請者間で受け渡すこととし、確実に担当者に返納すること。

3) 賠償について

ガラス、器物、その他施設に損害を与えた場合は、速やかに当事者の負担で、
現状に復すること。

4) 使用料金について

- ①原則として会員の使用は無料とする。
- ②会員以外のみの使用は有料とする。
- ③営利を目的とする使用は有料とする。
- ④料金は役員間で協議の上、その都度決定する。

第25条（環境整備基金運用に関すること）

この環境整備基金は、本会会員の生活環境維持向上を図ることを目的とし、当団地の道路及び側溝等の整備及び維持管理の費用として充てる。

- 1) その他環境維持向上に不可欠な事項が生じた場合は、定期総会、臨時総会、または役員会を開催し、協議承認を得て運用する。
- 2) 個人の責任において、道路、側溝の破損等に至った事項及びその他環境を損ねた事項は、個人が修復しその費用は個人が負担する。
- 3) 環境整備基金の積み立ては、会計年度の決算後の役員会において、次年度の繰越金の中からその額を決定する。但し、繰越金の上限は15万円とする。

第26条（役員引継ぎに関すること）

本会役員が、任期等により後任者に事務を引継ぐ場合、「役員保管物引継書」（様

式8）により、確実に引継ぎを行わなければならない。

尚、会長職の引継ぎには新旧いずれかの副会長1名が、会計の引継ぎには新旧の会長が立会い、確実な引継ぎを履行しなければならない。

「役員保管物引継書」は、新役員が次回事務を引継ぐまで新役員において保管しなければならない。

第27条 (市税・県税の法人税及び市税の固定資産税等減免事務に関すること)

認可地縁団体は、公益法人等とみなされ、原則的には、法人税（県税2万円、市税5万円の年均等割り）が課せられるが、公益に供する自治会等で、収益事業を行っていないければ、減免措置の対象となる。

減免を受けるには、申請書が県・市より2月～4月上旬までに送付されるので、到着次第速やかに手続きを行うこと。

県税の土地取得税及び市税の固定資産税減免については、平成22年度の減免手続き一回で、以降自動的に減免される。

第28条 (区長が会長職を兼ねる場合の副会長の具体的専任職務)

本則第11条「役員の職務」への付則に関すること

副会長が会長を補佐する具体的な専任職務は、特に区長が会長職を兼務する場合、次の事務を取り扱うこととし、副会長が複数の時は分担してこれを行うものとする。

- 1) 市税・県税の法人税減免申請(毎年4月中)
- 2) 会長交代に伴う「変更届」等の申請及び認可地縁団体に関する事務
- 3) 諸行事の差配・準備責任者
 - ・新年会 ・納涼祭
 - ・総会準備 ・草刈り清掃
 - ・樹木交渉 ・不在地主の草刈り交渉
 - ・自主防災 ・ゴミゼロ運動
 - ・体育祭 ・スリデーマーチ
 - ・冠婚葬祭 ・その他
- 4) その他会長の補佐事務

附則

平成22年7月11日：施行

平成28年4月17日：改定（お見舞いについて）